

平成17年8月12日

法務省民事局商事課 御中

流動化・証券化協議会

## 「債権譲渡登記令及び債権譲渡登記規則の一部改正案」に対する意見

この度、意見募集された「債権譲渡登記令及び債権譲渡登記規則の一部改正案」に対して、以下の通り意見を提出する。

### 1. 動産・債権譲渡登記令案について

- (1) 第8条第3号及び第4号にて、各号に定めた存続期間を超える動産譲渡登記又は債権譲渡登記を行う場合には、「特別の事由があることを証する書面」を添付しなければならないとされているところ。

債務者不特定の場合における「特別な事由があることを証する書面」としてどのようなものを添付すればよいか。

例えば、債務者が不特定の債権譲渡登記で存続期間10年を超える債権譲渡登記（登記原因：譲渡担保）を行うこととするケースでは、譲渡担保に係る融資金の融資期間又は返済期間が10年を超えている場合には、その融資契約書（金銭消費貸借契約書又は譲渡担保契約書等）のコピーが「特別の事情があることを証する書面」と考えてよいか。また、これを添付すれば、存続期間10年超の債権譲渡登記が可能と考えてよいか。

同様に債務者不特定の債権につき譲渡担保として債権譲渡登記する場合、融資期間又は返済期間が10年以下（例えば8～9年）であったとしても、債権保全のため必要がある場合、存続期間を10年超とする債権譲渡登記を行うことが可能か。その場合の「特別の事由があることを証する書面」は「譲受人（担保権者）において、債権保全のため存続期間を10年超とする債権譲渡登記が必要と判断していること」を記載した書面を添付すること

で足りると考えてよいか。

融資契約書の量が膨大な場合や機密性を有する等の理由で融資契約書のコピーが添付できない場合には、譲渡人及び譲受人が「融資期間又は返済期間が10年超となっている」ことを確認した書面のみを添付することで構わないか。

- (2) 第16条第4項では、譲渡人等の使用人が登記事項証明書の交付請求を行う場合には、譲渡人等の使用人であることを証する書面の添付が求められているところ。

譲渡人等の使用人であることを証する書面は、雇用主である譲渡人等が発行する従業員証明書が一般的と考えられるが、健康保険被保険者証や給与明細書、給与所得の源泉徴収票でも構わないか。

## 2. 動産・債権譲渡登記規則案について

- (1) 第8条第1項及び第2項では、動産を特定するために必要な事項等が規定されているところ。

個々の動産が複数あったとしても、集合動産と考えられれば譲渡の対象は1つとして考えてよいか。例えば、特定の倉庫に同種類の冷蔵庫100台と同種類の洗濯機100台があり、これを動産譲渡登記（登記原因：譲渡担保）する場合、冷蔵庫100台、洗濯機100台をそれぞれ1つの集合動産と考え、譲渡の対象は2つであるとして連続番号を1,2として登記すれば良いか。

- (2) 第9条第1項では、債権を特定するために必要な事項等が規定されているところ。

同項第1号で、「債権が数個あるときは、一で始まる債権の連続番号」が規定されており、これは、同項第2号のように、債務者が特定しているときに限るとの規定がないことから、債務者不特定の債権の場合でも登記事項になると考えられる。債務者不特定の将来債権、例えば「譲渡人から継続

的にA商品を購入する者に対して有する売掛金債権」について債権譲渡登記する場合、A商品を購入する者が複数想定される場合、この売掛金債権を1つの集合債権ととらえて連続番号は1のみとなるのか、それとも、発生するであろう売掛金債権数を予測して、その数だけ連続番号が必要となるのか。(個数の概念につき、第12条第1項第2項についても同様)

同項第5号で、債権の発生日が規定されており、これも債務者不特定の債権の場合でも登記事項になると考えられる。しかし、債務者不特定の債権については、債権が発生する特定の年月日を予測することは不可能であるが、「年 月 日から×年×月×日」など発生期間で登記することが可能か。

以 上